平成２２年（フ）第７７０６号
東京都葛飾区東新小岩５丁目16番11号　サンヴィレッヂⅡ
破産者　株式会社オクムラ樹脂工業
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７２７号
東京都品川区上大崎２丁目13番32号
破産者　有限会社大宮建工
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７２８号
東京都品川区上大崎２丁目13―29加藤木方307
破産者　三嶋　敬一
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７５１号
東京都渋谷区広尾５丁目４番11号　ベルナ・ハイツ７Ａ１
破産者　株式会社地域整備総合研究所
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１０６号
埼玉県三郷市戸ケ崎３―729―１―101、住民票上の住所東京都葛飾区東新小岩７丁目28―18―303
破産者　奥村　勝則
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１０７号
埼玉県三郷市戸ケ崎３―729―１―101
破産者　奥村　尚人
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５６９号
東京都葛飾区亀有３丁目42―７―105
破産者　松田　　豊
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８８４号
東京都世田谷区太子堂２丁目14―13―206
破産者　大高久美子
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２１３号
東京都町田市小山ヶ丘２丁目２番地５
破産者　株式会社テクノセム研究所
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７０３号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮６丁目４番１号
破産者　株式会社ラフレーズ
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６３号
神奈川県川崎市川崎区浜町１丁目９番地10号
破産者　株式会社サントイス
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６４号
神奈川県川崎市川崎区大島上町19―４
破産者　船山　　聖
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６５号
神奈川県川崎市川崎区大島上町19―４
破産者　船山ミヨ子
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５５号
静岡県御殿場市茱萸沢561―５―Ｂ―101
破産者　三木　威人
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７２５号
東京都渋谷区恵比寿２丁目６―６
破産者　横塚　　晃
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９４号
東京都世田谷区中町３丁目１―３―304
破産者　秋月　康司
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７８７号
東京都港区東麻布３―５―５
破産者　株式会社ブレイン・スタック
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６９８号
東京都新宿区喜久井町29　メゾンコルギー104、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山１丁目10番２号　ＭＡ南青山ビル４Ｆ
破産者　株式会社キャロットステージ
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６９９号
東京都新宿区喜久井町29―104
破産者　重面　雅史
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７４３号
埼玉県越谷市大字下間久里1186―78
破産者　小原　照夫
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９８２号
東京都東村山市青葉町２丁目18―８
破産者　丹治　　誠
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０８１号
東京都足立区大谷田３丁目１―３
破産者　南雲　　武
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部